

<入札・契約制度運用の一部見直しについて>

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」の運用の一部を見直しいたしました。

○ 見直しの内容

現行の「低入札調査基準価格」及び「最低制限価格」の調査基準価格の算出基準等を下記のとおり変更いたします。

【調査基準価格の算出基準】

改正後	現行
①「直接工事費の95%」	①「直接工事費の95%」
②「共通仮設費の90%」	②「共通仮設費の90%」
③「現場管理費の <u>70%</u> 」	③「現場管理費の <u>60%</u> 」
④「一般管理費の30%」	④「一般管理費の30%」
調査基準価格は①～④の合計額	調査基準価格は①～④の合計額

【調査基準価格の範囲内】

改正後	現行
調査基準価格は予定価格の <u>10分の7～10分の9</u> の範囲内とする	調査基準価格は予定価格の <u>3分の2～10分の8.5</u> の範囲内とする

○ 適用時期

平成21年 4月15日以降、公告する建設工事に適用いたします。